
令和4年度 第4回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 令和5年2月9日（木）14:30～15:00

場 所 岩手県水産会館 5階 大会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和5年度岩手県大規模事業評価専門委員会の開催予定について
- (2) 大規模公共事業評価に係る評価基準の一部改正について
- (3) その他

3 閉 会

岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
加藤 徹	宮城大学 名誉教授	農業土木 農村計画	専門委員長
狩野 徹	岩手県立大学社会福祉学部 副学長	都市計画 建築計画	副専門委員長 Web
小井田 伸雄	岩手県立大学総合政策学部 教授	経済学	Web
竹内 貴弘	八戸工業大学大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	
松木 佐和子	岩手大学農学部 講師	森林 環境	
松山 梨香子	一般財団法人岩手県建築住宅センター 一級建築士	建築	Web
八重樫 健太郎	北光監査法人 公認会計士	企業会計	
山本 英和	岩手大学理工学部 准教授	地震工学	Web

(敬称略)

令和4年度第4回岩手県大規模事業評価専門委員会
配付資料一覧

○資料 No. 1 令和5年度岩手県大規模事業評価専門委員会の開催予定について

○資料 No. 2 大規模公共事業評価に係る評価基準の一部改正について

○参考資料 大規模事業評価の答申への対応方針について

令和5年度岩手県大規模事業評価専門委員会の開催予定について

1. 審議案件

- ① 宮古商工高校・宮古水産高校改築事業【教育委員会事務局】
 (施設 事前評価・基本設計後) <宮古市>
- ② 猿ヶ石川広域河川改修事業【県土整備部】
 (公共 再々々々々評価) <遠野市>

※ 事前評価や随時再評価の必要が生じた事業があった場合には、上記案件以外にも審議をお願いすることがあります。

2. 報告案件

- ① 岩手県立療育センター整備事業【保健福祉部】
 (施設 事後評価) <矢巾町>
- ② 岩手県立盛岡となん支援学校整備事業【教育委員会事務局】
 (施設 事後評価) <矢巾町>

3. 年間スケジュール

時 期	専門委員会等の内容	備 考
6 月	第1回専門委員会 (審議)	諮問審議 パブリックコメントの実施
7 月	第2回専門委員会 (現地調査)	継続審議
8 月	第3回専門委員会 (審議)	継続審議、事後評価報告
9 月	第4回専門委員会 (審議)	継続審議、答申案の審議
10 月	専門委員会 (予備日)	
2 月	第5回専門委員会 (審議)	翌年度スケジュール等

※ 例年の基本的なスケジュールを元に作成した予定であり、審議等の進捗状況に応じて、時期及び審議回数は変更する場合があります。

※ 対象事業の基本構想策定等の状況を踏まえ、日程を調整する予定です。

大規模公共事業評価に係る評価基準の一部改正について

1. 道路整備事業評価に係る事業別評価指標及び配点について

令和3年度に策定した岩手県新広域道路交通計画において、国が示す新たな広域道路の位置付けを反映させたことから、次の事業の評価指標「(1) ネットワークの位置付け」の区分について、その定義に合うよう文言を修正するもの。

【対象事業：地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）、地域連携道路整備事業（地域密着型）】
（改正前：従前の広域道路の定義に基づく区分）（改正後：新たな広域道路の定義に基づく区分）

- | | | |
|-------------------|---|---------|
| ・高規格幹線道路及び地域高規格道路 | → | ・高規格道路 |
| ・高規格幹線道路と一体となった道路 | → | ・一般広域道路 |
| ・広域振興間連絡道路 | → | |

2. 施行日

令和5年4月1日

※詳細は別添新旧対照表のとおり。

改正前

別記1 関係

大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点

県土整備部(道路)

対象事業	・地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)				
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考	
必 要 性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。	
		・現況幅員<規定値-1m	4		
		・現況幅員<規定値	3		
	(2)曲線半径 (5点)	・現況半径<10km/h縮小値	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・縮小値、規定値は道路構造令による。	
		・現況半径<10km/h規定値	4		
(3)縦断勾配 (5点)	・現況勾配>-10km/h特例値	5	・勾配は最急縦断勾配とする。 ・規定値、特例値は道路構造令による。		
・現況勾配>-10km/h規定値	4				
・現況勾配>規定値	3				
(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当	・該当なし	3		
		・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家密集地区である ・通園・通学路に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である	0		
(5)混雑度 (2点)	・現況混雑度≥1.0	2	道路交通センサス		
・現況混雑度<1.0	0				
(6)定時性 (2点)	・10km/h以上	2	・定時性は、道路交通センサスまたは実測の旅行速度(秋)ー旅行速度(冬)により求める。		
	・5km/h以上10km/h未満	1			
	・5km/h未満	0			
(7)事故率 (3点)	・50件/億台 ^年 以上	3	・過去3年間の人身事故を対象とする		
	・履歴あり	1			
	・履歴なし	0			
(8)過疎地域等の振興 (5点)	・過疎市町村かつ山村振興地域	5			
	・準過疎市町村かつ山村振興地域	4			
	・過疎市町村	3			
	・準過疎市町村または山村振興地域	2			
	・上記以外の地域	0			
重 要 性 (30点)	(1)ネットワークの位置付け (15点)	・ 地域基幹幹線道路、高規格幹線道路と一体となった整備、重要物流道路、代替・補完路	15		
		・緊急輸送道路、広域振興圏間連絡道路	12		
		・広域振興圏間主要都市連絡道路	9		
		・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路、上記以外	3		
		・上記以外の地域	0		
	(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当無し 産業振興 ・物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 ・製造業支援・観光支援 生活支援 ・緊急災害アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬の安全性、走行性確保 ・根拠道路	・4項目以上該当	15	
			・3項目該当	12	
			・2項目該当	9	
			・1項目該当、該当無し	0	
			・該当無し	0	
(1)関連事業の有無 (5点)	・あり	5			
	・なし	0			
	・あり	0			
(2)冠水区間、主要洗濯ポイント、老朽橋、交通不能区間、通行危険箇所等 (5点)	・あり	5	・通行危険箇所とは、落石対策・震災対策・交通障害箇所(道路規格の不連続・建築限界不足など)とする。		
	・なし	0			
	・あり	0			
(3)10km以内に迂回道路 (5点)	・なし	5			
・あり	0				
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	・3.0≤B/C	20	・計測可能な便益項目(※)のみのB/C	
		・1.5≤B/C<3.0	18		
		・1.0≤B/C<1.5	15		
		・0.6≤B/C<1.0	7		
		・B/C<0.6	0		
(1)用地取得の進捗状況 (3点)	・60%以上	3	・用地費ベース		
	・30%以上60%未満	2			
	・0を越え30%未満	1			
	・0%	0			
	・あり	2			
(2)地元要望 (2点)	・あり	2			
・なし	0				
計(100点)					

改正後

別記1 関係

大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点

県土整備部(道路)

対象事業	・地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)				
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考	
必 要 性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。	
		・現況幅員<規定値-1m	4		
		・現況幅員<規定値	3		
	(2)曲線半径 (5点)	・現況半径<10km/h縮小値	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・縮小値、規定値は道路構造令による。	
		・現況半径<10km/h規定値	4		
(3)縦断勾配 (5点)	・現況勾配>-10km/h特例値	5	・勾配は最急縦断勾配とする。 ・規定値、特例値は道路構造令による。		
	・現況勾配>-10km/h規定値	4			
	・現況勾配>規定値	3			
(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当	・該当なし	3		
		・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家密集地区である ・通園・通学路に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である	0		
(5)混雑度 (2点)	・現況混雑度≥1.0	2	道路交通センサス		
・現況混雑度<1.0	0				
(6)定時性 (2点)	・10km/h以上	2	・定時性は、道路交通センサスまたは実測の旅行速度(秋)ー旅行速度(冬)により求める。		
	・5km/h以上10km/h未満	1			
	・5km/h未満	0			
(7)事故率 (3点)	・50件/億台 ^年 以上	3	・過去3年間の人身事故を対象とする		
	・履歴あり	1			
	・履歴なし	0			
(8)過疎地域等の振興 (5点)	・過疎市町村かつ山村振興地域	5			
	・準過疎市町村かつ山村振興地域	4			
	・過疎市町村	3			
	・準過疎市町村または山村振興地域	2			
	・上記以外の地域	0			
重 要 性 (30点)	(1)ネットワークの位置付け (15点)	・ 高規格道路、一般広域道路、重要物流道路、代替・補完路	15		
		・緊急輸送道路、広域振興圏間連絡道路	12		
		・広域振興圏間主要都市連絡道路	9		
		・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路、上記以外	3		
		・上記以外の地域	0		
	(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当無し 産業振興 ・物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 ・製造業支援・観光支援 生活支援 ・緊急災害アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬の安全性、走行性確保 ・根拠道路	・4項目以上該当	15	
			・3項目該当	12	
			・2項目該当	9	
			・1項目該当、該当無し	0	
			・該当無し	0	
(1)関連事業の有無 (5点)	・あり	5			
	・なし	0			
	・あり	0			
(2)冠水区間、主要洗濯ポイント、老朽橋、交通不能区間、通行危険箇所等 (5点)	・あり	5	・通行危険箇所とは、落石対策・震災対策・交通障害箇所(道路規格の不連続・建築限界不足など)とする。		
	・なし	0			
	・あり	0			
(3)10km以内に迂回道路 (5点)	・なし	5			
・あり	0				
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	・3.0≤B/C	20	・計測可能な便益項目(※)のみのB/C	
		・1.5≤B/C<3.0	18		
		・1.0≤B/C<1.5	15		
		・0.6≤B/C<1.0	7		
		・B/C<0.6	0		
(1)用地取得の進捗状況 (3点)	・60%以上	3	・用地費ベース		
	・30%以上60%未満	2			
	・0を越え30%未満	1			
	・0%	0			
	・あり	2			
(2)地元要望 (2点)	・あり	2			
・なし	0				
計(100点)					

改正前

別記1 関係

大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点

県土整備部(道路)

対象事業	評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必 要 性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m ・現況幅員<規定値-1m ・現況幅員<規定値 ・現況幅員≧規定値	区	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。
			小	4	
			中	3	
			大	0	
	(2)曲線半径 (5点)	・現況半径<-10km/h最小値 ・現況半径<-10km/h規定値 ・現況半径≧規定値	区	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・最小値、規定値は道路構造令による。
			小	4	
			大	0	
	(3)縦断勾配 (5点)	・現況勾配>-10km/h特例値 ・現況勾配>-10km/h規定値 ・現況勾配≧規定値 ・現況勾配≦規定値	区	5	・勾配は最急縦断勾配とする。 ・規定値、特例値は道路構造令による。
			小	4	
			大	0	
(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当 ・該当なし	区	3	・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家連担地区である ・通園・通学路に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である	
		小	0		
(5)混雑度 (2点)	・現況混雑度≧1.0 ・現況混雑度<1.0	区	2	道路交通センサス	
		小	0		
(6)定時性 (2点)	・10km/h以上 ・5km/h以上10km/h未満 ・5km/h未満	区	2	・定時性は、道路交通センサスまたは美 原の旅行速度(秋)→旅行速度(冬)により求める。	
		小	1		
		大	0		
(7)事故率 (3点)	・50件/万台以上 ・履歴あり ・履歴なし	区	3	・過去3年の人身事故を対象とする	
		小	1		
(8)通達地域等の振興 (5点)	・通達市町村かつ山村振興地域 ・準通達市町村かつ山村振興地域 ・通達市町村 ・準通達市町村または山村振興地域 ・上記以外の地域	区	5		
		小	0		
重 要 性 (20点)	(1)ネットワークの位置付け (5点)	・高規格幹線道路と一体となった整備、広域振興圏間連絡道路、重要物流道路、代替・補充路 ・緊急輸送道路、広域振興圏間主要都市連絡道路 ・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路 ・上記以外	区	5	
			小	4	
			中	3	
			大	2	
	(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当無し 産業振興 ・物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 ・製造業支援・観光支援 生活支援 ・緊急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬期の安全性、走行性確保 ・県道道路	区	15	
小			12		
中			9		
大			0		
計			0		
緊 急 性 (15点)	(1)関連事業の有無 (5点)	・あり ・なし	区	5	
			小	0	
			中	0	
			大	0	
(2)冠水区域、主要洪水ポイント、老朽橋、交通不能区域、通行危険箇所等 (5点)	・あり ・なし	区	5	・通行危険箇所とは、落石対策・震災対策・交通不能箇所(道路規格の不連続・建築限界不足など)とする。	
		小	0		
		中	0		
		大	0		
(3)部分供用の有無 (2点)	・あり ・なし	区	2		
		小	0		
		中	0		
		大	0		
(4)10km以内に迂回道路 (3点)	・なし ・あり	区	3		
		小	0		
		中	0		
		大	0		
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	・3.0≦B/C ・1.5≦B/C<3.0 ・1.0≦B/C<1.5 ・0.6≦B/C<1.0 ・B/C<0.6	区	20	・計測可能な便益項目(※)のみのB/C
			小	18	
			中	15	
			大	7	
			計	0	
			(2)地元要望 (12点)	・あり ・なし	
小	0				
中	0				
大	0				
計	0				
計(100点)					

改正後

別記1 関係

大規模公共事業の評価に係る事業別評価指標及び配点

県土整備部(道路)

対象事業	評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必 要 性 (30点)	(1)車道等幅員 (5点)	・現況幅員<規定値-2m ・現況幅員<規定値-1m ・現況幅員<規定値 ・現況幅員≧規定値	区	5	・車道等幅員は、車道+路肩幅員とする ・規定値は、道路構造令による。
			小	4	
			中	3	
			大	0	
	(2)曲線半径 (5点)	・現況半径<-10km/h最小値 ・現況半径<-10km/h規定値 ・現況半径≧規定値 ・現況半径≦規定値	区	5	・曲線半径は最小曲線半径とする。 ・最小値、規定値は道路構造令による。
			小	4	
			大	0	
	(3)縦断勾配 (5点)	・現況勾配>-10km/h特例値 ・現況勾配>-10km/h規定値 ・現況勾配≧規定値 ・現況勾配≦規定値	区	5	・勾配は最急縦断勾配とする。 ・規定値、特例値は道路構造令による。
			小	4	
			大	0	
(4)歩道設置の必要性 (3点)	下記項目に、 ・1項目以上該当 ・該当なし	区	3	・周辺に駅、商業施設、公共施設など人の集まる施設がある ・人家連担地区である ・通園・通学路に指定または指定の見込みがある ・将来の開発計画がある ・前後区間の歩道設置状況から歩道の連続性の確保が必要である	
		小	0		
(5)混雑度 (2点)	・現況混雑度≧1.0 ・現況混雑度<1.0	区	2	道路交通センサス	
		小	0		
(6)定時性 (2点)	・10km/h以上 ・5km/h以上10km/h未満 ・5km/h未満	区	2	・定時性は、道路交通センサスまたは美 原の旅行速度(秋)→旅行速度(冬)により求める。	
		小	1		
		大	0		
(7)事故率 (3点)	・50件/万台以上 ・履歴あり ・履歴なし	区	3	・過去3年の人身事故を対象とする	
		小	1		
(8)通達地域等の振興 (5点)	・通達市町村かつ山村振興地域 ・準通達市町村かつ山村振興地域 ・通達市町村 ・準通達市町村または山村振興地域 ・上記以外の地域	区	5		
		小	0		
重 要 性 (20点)	(1)ネットワークの位置付け (5点)	・高規格道路、一般広域道路、重要物流道路、代替・補充路 ・緊急輸送道路、広域振興圏間主要都市連絡道路 ・広域振興圏内主要都市へのアクセス、広域振興圏内主要都市周辺環状道路、市町村合併支援道路 ・上記以外	区	5	
			小	4	
			中	3	
			大	2	
	(2)産業振興、生活支援 (15点)	下記項目に ・4項目以上該当 ・3項目該当 ・2項目該当 ・1項目該当、該当無し 産業振興 ・物流支援・農業支援・林業支援・水産業支援 ・製造業支援・観光支援 生活支援 ・緊急医療アクセス向上・公共施設アクセス向上 ・交通拠点アクセス向上・通園通学路の安全性向上 ・地域の合意に基づくローカルスタンダード整備 ・峠道などの冬期の安全性、走行性確保 ・県道道路	区	15	
小			12		
中			9		
大			0		
計			0		
緊 急 性 (15点)	(1)関連事業の有無 (5点)	・あり ・なし	区	5	
			小	0	
			中	0	
			大	0	
(2)冠水区域、主要洪水ポイント、老朽橋、交通不能区域、通行危険箇所等 (5点)	・あり ・なし	区	5	・通行危険箇所とは、落石対策・震災対策・交通不能箇所(道路規格の不連続・建築限界不足など)とする。	
		小	0		
		中	0		
		大	0		
(3)部分供用の有無 (2点)	・あり ・なし	区	2		
		小	0		
		中	0		
		大	0		
(4)10km以内に迂回道路 (3点)	・なし ・あり	区	3		
		小	0		
		中	0		
		大	0		
効 率 性 (20点)	(1)費用便益比(B/C) (20点)	・3.0≦B/C ・1.5≦B/C<3.0 ・1.0≦B/C<1.5 ・0.6≦B/C<1.0 ・B/C<0.6	区	20	・計測可能な便益項目(※)のみのB/C
			小	18	
			中	15	
			大	7	
			計	0	
			(2)地元要望 (12点)	・あり ・なし	
小	0				
中	0				
大	0				
計	0				
計(100点)					

備考 ・区分の変更 ・改正部分は下線の部分

大規模事業評価の答申への対応方針について

令和4年9月1日に岩手県政策評価委員会から答申のあった3事業地区について、県の対応方針を9月30日に以下のとおり決定し、公表しました。

警察本部

大規模施設整備事業の事前評価の答申への対応方針

内 容	対応方針
<p>令和4年6月7日付け岩警第626号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>事業名 紫波警察署庁舎等整備事業（紫波町）</p> <p>審議結果 「事業実施」とした岩手県警察本部の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。</p>

県土整備部

大規模公共事業の再評価の答申への対応方針

内 容	対応方針
<p>令和4年6月7日付け政第44号で諮問のあった大規模公共事業の再評価について、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>事業名 岩崎川広域河川改修事業（紫波町、矢巾町）</p> <p>審議結果 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、今後の事業実施に当たっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。</p>
<p>事業名 閉伊川総合流域防災事業（宮古市）</p> <p>審議結果 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、今後の事業実施に当たっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。</p>